

令和6年度 第3回

青梅市教育委員会定例会会議録

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 日 時 | 令和6年5月22日（水）午後1時30分 |
| 場 所 | 青梅市役所3階教育委員会会議室     |

### 第3回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和6年5月22日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

1 教育長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長報告事項

4 協議事項

5 議案審議

議案第7号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について（追加）

議案第8号 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について（追加）

議案第9号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

6 教育長閉議および閉会宣言

---

教育長報告事項（再掲）

1 令和5年度就学相談実施結果について（学務課）

2 第21回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）

3 令和6年度青梅市芸術文化奨励賞表彰および受賞者作品展・発表会の実施について（社会教育課）

4 青梅市体育施設条例の一部改正に関する答申について（スポーツ推進課）

5 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（スポーツ振興基金に関する案件）について（スポーツ推進課）

6 令和6年度水泳場の開場について（スポーツ推進課）

7 第56回東京都市町村総合スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）

8 第20回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）

9 令和6年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱について（教育指導担当）

10 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

---

協議事項（再掲）

- 1 青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）
- 2 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について（教育総務課）
- 3 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）
- 4 市内で発生したいじめ重大事態の報告について（教育指導担当）

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 出席委員 | 教 育 長   | 橋 本 雅 幸 |
|      | 教育委員会委員 | 稲 葉 恭 子 |
|      | 教育委員会委員 | 百 合 陽 子 |
|      | 教育委員会委員 | 杉 本 洋   |
|      | 教育委員会委員 | 徳 長 邦 彦 |

|       |               |         |
|-------|---------------|---------|
| 出席説明員 | 学 校 教 育 部 長   | 谷 合 一 秀 |
|       | 生涯学習部長        | 森 田 利 寿 |
|       | 教育総務課長        | 芥 川 純一郎 |
|       | 学 務 課 長       | 山 田 浩 之 |
|       | 指 導 室 長       | 拝 原 茂 行 |
|       | 教育指導担当主幹      | 鈴 木 章 郎 |
|       | 学校給食センター所長    | 榎 戸 智   |
|       | 社 会 教 育 課 長   | 平 岡 正 海 |
|       | 文 化 課 長       | 北 村 和 寛 |
|       | 美 術 担 当 主 幹   | 田 島 奈都子 |
|       | スポーツ推進課長      | 中 村 栄 之 |
|       | 文化複合施設等整備担当主幹 | 森 田 和 洋 |

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 書 記 | 教育総務課庶務係長 | 板 垣 良 平 |
|     | 教育総務課庶務係  | 渡 邊 雅 哉 |

午後１時３０分開会

---

### 日程第１ 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員４名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和６年度第３回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第２ 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第２、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい。

---

【教育長（橋本）】 次に、令和６年４月１７日開催の令和６年度第１回定例会の会議録が机上に配付をされております。次回までにご覧いただき、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

---

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、日程第４、教育長協議事項の４、市内で発生したいじめ重大事態の報告について、につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

---

### 日程第３ 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 続きまして、日程第３、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。本日は杉本委員からお願いできればと思います。

【委員（杉本）】 配布いただきました大日本図書さんからの「教育フォーラム」に目を通したところ、STEAM (Science Technology Engineering Arts Mathematics) という教育の方法が２０００年からアメリカであって、STEAMの前にSTEMという形のものがあって、A (Arts) というのがこれから加わってくるといような方向が、２０１０年から柱になってきたということが書いてありました。青梅の教育の中にも、こういうアートの形が教育の中に展開していくということを今後楽しみにしながら、自分もその役目に関わっていきたいなと感じました。以上です。

【委員（徳長）】 私は新緑際に行かせていただきました。土曜日の１２時に行ったのですが、全然人がいなくて、フラダンスの発表があったのですが、見ている人が２０人ほどいるだけで、寂しい感じがしました。ほかに歩いている人もいなくて。逆にバーベキューをやっている人の方が多かったような印象でした。１時間ほどいたのですが、フラダンスしか観るものがなくて、結局周りを散策して郷土博物館に行ったりしました。

帰りにシャトルバスで、S&Dたまぐーセンターに行こうと思ったら、バスが人を降ろしたらそのまま戻って行ってしまったのです。乗れないで次のバスまで待たなければいけない。係の人が連絡してくれたのですが、結局1台のバスで巡回しているので戻すわけにいかなくて、戻ってくるまで30分ぐらい待って行きました。S&Dたまぐーセンターには、人がたくさんいました。

それから、第三中学校区の地域のイベントである「かすみボンマルシェ」に第三中学校の吹奏楽が参加していました。地域の人たちから見て第三中学校が来てやってくれているのだなというのを見ることができて、とてもよかったなと思います。

【委員（稲葉）】 私からは3件です。

徳長委員と同じように、新町御岳神社のお祭がありまして、新町の運動広場で新町中学校のブラスパンドのお披露目がありました。私は行けなかったのですが、Zoom配信を録画で見たのですが、中学生が自主的に発表して自信を持って演奏をしていました。1年生も演奏に参加していて、短い練習期間だったと思いますが頑張っていたので、よかったなと思います。

それから5月2日、これもZoomだったのですが、日本でソーシャルワーカーをされて、その後フランスに渡り、フランスの子ども家庭福祉研究者となっていっしゃる〇〇さんという方から、CAPつながりでフランスの子ども支援、家庭支援をされているエドゥケーターの方が書いた、家庭支援の様子を描いた漫画の紹介をいただきました。A4の厚さが1.5センチぐらいある漫画ですが、それを日本で発売したということです。在宅教育支援という形で国家資格を持ったエドゥケーターが、困難を抱えた家庭に入って、家族を丸ごと支援するというシステムがあるということです。学校だけでとか、教育委員会だけでとか、社会・地域だけではなく、エドゥケーターが家庭に入って、家庭の動きと寄り添いながら支援をしていくというやり方は、日本にも必要なことなのだろうなと思いました。

もう一つは、11日に東大のバリアフリー教育開発研究センターでインクルーシブ教育の定例研究会にもZoomで参加しました。テーマが「知的障害のある子どもにとっての学校問題」ということで、知的障害を持った子のお母さんが登壇者だったのですが、通常学級にその知的障害の子を入れてどれだけの効果があったかということと、それから問題点を発表されていました。分けるのではなくて、だんだんと通常学級に障害を持った子どもたちが一緒になって学べる体制というのは日本でも研究されています。少子化になっていって子どもたちの人数も減りますので、その中で手厚い教員の増員と、それから通常学級で障害を持った子も一緒に学べるような環境ができてくるのかなと。そのときに、大人たちはどんなセッティングをしないといけないのか、準備をしないといけないのか、このお母さんのお話から、実際の親御さんたちはこういう思いを持っていっしゃるのだなということがよくわかりました。またそういうところでも教育委員会は勉強して、青梅は障害を持った子どもたちには手厚いと周りの市町村からいらわれていますので、そこをますますいい感じで子どもたちを受け入れられる体制ができればいいなと思いました。以上です。

【委員（百合）】 少し前から、小学校や中学校の運動会の連絡のお手紙がきているのですが、だんだん蒸し暑くなってきていますし、練習中、しっかり水分補給して大きなけがや事故がないよ

うに、楽しい運動会にしてもらいたいと思います。

それから、先々週ぐらいに河辺の河川敷に行ったら、小学校高学年か中学生ぐらいの子たちが上半身裸になって川の中で遊んでいたの、少し怖いなど。10人ぐらいで楽しそうに遊んでいたのですが、深さは腰ぐらいですが何があるかわからないので、とにかくご家庭や先生方の協力を得て、なるべくそちらの方で遊ばないように注意してもらいたいなと思いました。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からも何点か。

5月9日から10日にかけて、全国都市教育長協議会の全国大会がございました。長崎が会場で、行ってまいりました。各市の先進事例等の紹介があつて、大変勉強になったところでございます。また機会があればご紹介したいと思います。

先ほど、百合委員からもありましたけれども、今週から運動会、体育大会が始まりますので、よろしくをお願いします。

また、中学校の教科書選定についてもご協力をお願い申し上げます。

前回の定例会の際にも申し上げましたが、ボッパルト市からの青少年友好親善使節団が5月18日の20時40分ごろに市役所へ到着いたしました。翌日の19日は日曜日だったものですから、特に行事等はありませんでしたが、20日の月曜日には全員が和服に着替えて、御岳で茶道を体験したそうです。昨日は浅草へ出かけて、本日は朝から富士山周辺を回っております。明日は青梅総合高校にお邪魔すると聞いております。青梅総合高校とボッパルト市にありますカントギムナジウムは提携校でございますので、今回も2人の学生がその使節団に含まれております。来年は青梅総合高校から出かけていくというふうには聞いております。そんなことで、高校生の交流も深まっていくのかなと感じているところでございます。

---

## 1 令和5年度就学相談実施結果について（学務課）

【教育長（橋本）】 教育長報告事項の1、令和5年度就学相談実施結果について、説明させていただきます。

【学務課長（山田）】 令和5年度就学相談実施結果についてご報告申し上げます。

初めに、報告資料の1、1ページ一番上の枠をご覧ください。

令和5年度の就学相談件数につきましては364件、前年度359件に比べ5件の増でございました。また、就学支援委員会の開催回数は43回で、前年度の41回に比べ2回の増でございました。なお、この相談件数には他市からの転入等による教育委員会で判断した6件を含んでございます。

続きまして、表1、就学先結果についてでございます。この表につきましては、相談者が選択した就学先について記載したものでございます。小学校、中学校、特別支援学校および通常学級・市外転居の区分ごとに、新入学、転学および学級数を記載してございます。

それでは市内特別支援学級小計をご覧ください。市内小・中学校の特別支援学級を就学先とされた相談件数につきましては、新入学が187件、転学が107件、合計で294件でございました。

なお、この区分の上から2行目にございます小学校の言語難聴（通級）につきましては、後ほど裏面にてご説明申し上げます。

次に、表の右から3列目、令和6年度学級数の欄をご覧ください。令和6年度の学級数につきましては、小・中学校合わせまして66学級。1つ右の列、前年度の64学級に比べ2学級の増となっております。

次に、表の下から3行目、特別支援学校小計をご覧ください。都立羽村特別支援学校小学部から都立八王子盲学校小学部まで、特別支援学校を就学先とされた件数につきましては、新入学が24件、転学が3件、合計27件でございました。

次に、下から2行目、通常学級・市外転居をご覧ください。就学相談の結果、通常学級を選択または市外に転居された件数につきましては、新入学が6件、転学が3件、合計9件でございました。

最後に、最終行の合計でございます。令和5年度の就学先結果合計につきましては、新入学が217件、転学が113件、合計330件で、前年度321件に比べ9件の増となっております。

この合計につきましては、資料一番上の表、就学相談件数364件のうち、相談者から途中で取り下げがあったもの、年中の幼児や小学校5年生に関する相談など次年度対応となったもの、それら合計34件を除いたものとなっております。なお、取り下げ、次年度対応の件数につきましては、裏面の一番下の行にも記載してございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

まず表2、通常学級・市外転居の内訳であります。こちらは先ほどの表1の内訳となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、表3、河辺小学校ことばときこえの教室における協議分をご覧ください。ことばときこえの教室への入級につきましては、就学支援委員会による審議ではなく、河辺小学校で開催する入級検討会議により決定していることから、個別に掲載をさせていただいてございます。令和5年度につきましては、相談件数が32件、このうち入級となったのが18件でございました。相談と入級に14件の差がございますが、例えば相談のきっかけは言語障害でありましたが、相談を受けていく過程で情緒面からくる課題が大きいことなどが判明し、情緒学級での指導が適切と判断される場合など、入級に至らないケースがあったものでございます。

学級数につきましては、その下の表に記載のとおり、言語障害通級指導学級が3学級、難聴通級指導学級が1学級でございます。令和5年度と比較しますと、言語障害通級指導学級が1学級の減となっております。

報告については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

---

## 2 第21回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項2、第21回おうめ子ども俳句コンテスト実施

要領について、説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 第21回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について説明をいたします。報告資料2をご覧ください。

1の目的といたしましては、子どもたちが、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる「俳句」に触れ、親しみながら学習する機会を提供することとしております。

4の応募資格ですが、市内在住・在学の小・中・高校生となっております。

5の周知方法ですが、令和6年7月1日号の広報おうめに募集告知記事を掲載するとともに、市内小・中・高校、各市民センター、中央図書館、文化交流センターにポスター、応募用紙および応募箱を、学童保育所にポスターを設置いたします。

8の募集期間ですが、令和6年7月1日から9月15日までとしております。

10の各賞ですが、審査員特別賞、教育委員会賞、入選と記載のとおりとなっております。

12の表彰式ですが、令和6年12月7日の午前10時30分から、会場は市役所2階会議室を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

---

### 3 令和6年度青梅市芸術文化奨励賞表彰および受賞者作品展・発表会の実施について (社会教育課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3、令和6年度青梅市芸術文化奨励賞表彰および受賞者作品展・発表会の実施について、説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 令和6年度青梅市芸術文化奨励賞表彰および青梅市伝統文化奨励賞受賞者作品展・発表会実施要領について説明をいたします。報告資料3をご覧ください。

初めに、1の青梅市芸術文化奨励賞表彰の(1)趣旨ですが、青梅市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資するため、芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民を表彰することとしております。

(4)表彰日および(5)会場ですが、令和6年12月21日に、S&Dたまぐーセンター多目的ホールを予定しております。

(7)該当期間ですが、令和5年9月2日から令和6年9月1日までとしております。

(9)募集方法ですが、広報おうめ9月1日号に掲載し、事前に市内小・中学校長、社会教育委員および青梅市文化団体連盟等を通じて募集をする予定でございます。

(10)応募期間ですが、令和6年9月2日から13日までとしております。

(11)被表彰者の決定ですが、被推薦者の中から、10月開催の社会教育委員会議で表彰が適当と認められたものについて、11月開催の教育委員会の承認後に市長決裁に付して決定する予定でございます。

例年、小・中学校の先生から、推薦が難しいというお話をいただいております。つきましては、資料2枚目に、「青梅市芸術文化奨励賞（小・中学生を対象とした主な各種大会・コンクール等）基準」ということで、書道や吹奏楽、今まで受賞した賞の一覧をつけさせていただこうと考えております。こちらをあわせて学校へお送りし、先生方の推薦の参考にいただければと考えてございます。この表に記載されていないものについては、コンクールや大会の大きさ等を踏まえ、適しているかどうかを都度検討してまいりたいと思います。

続きまして、2の青梅市芸術文化奨励賞受賞者作品展・発表会の開催についての(1)趣旨でございます。青梅市芸術文化奨励賞受賞者の作品を展示または発表する機会を提供することにより、芸術活動を支援するとともに、芸術文化の振興を図ることとしております。

(4)開催日時ですが、作品展が令和6年12月19日から12月22日まで、午前10時から午後5時まで。発表会が令和6年12月21日としております。

(5)場所ですが、S&Dたまぐーセンター多目的ホールほかを予定してございます。

(6)対象者ですが、令和5年度および令和6年度のすべての受賞者を対象として、作品展および発表会を行うこととしております。

(7)展示および発表の方法ですが、展示は受賞作品をお1人1点とし、発表はお1人（組）15分程度でお願いしたいというふうに考えております。

(8)周知方法ですが、広報おうめにて行う予定でおります。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

---

#### 4 青梅市体育施設条例の一部改正に関する答申について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、青梅市体育施設条例の一部改正に関する答申について、説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項4、青梅市体育施設条例の一部改正に関する答申についてご説明申し上げます。報告資料4をご覧ください。

この件につきましては、令和6年5月14日に開催されました令和6年度第1回青梅市スポーツ振興審議会において諮問し、答申書の写しに記載のとおり、2点の意見を付記して適当であると認める、との答申をいただきました。

いただいた意見の内容につきましては、(1)エクストリームスポーツ施設の設置について。施設名、使用料、休場日等の設定について、適当であると認める。施設の運用にあたっては、市民が利用しやすい環境を整えるとともに、小・中学生など、若い世代の方々が新しいスポーツを身近に感じることができる魅力的な施設となるように工夫されたい。

(2)体育施設からスポーツ施設への名称変更について。「体育施設」の名称変更については、本審議会においても、生涯に渡り、自分の意思に基づいて運動ができる施設として、より広義の意味を

含む「スポーツ施設」への変更が提案されてきた。国民の休日や、国や東京都が主催する大会の名称変更等の動向も踏まえ、変更が適当であると認める、であります。

エクストリームスポーツ施設につきましては、いただいた意見を踏まえ、市民が安全かつ利用しやすい環境を整え、魅力的な施設となるよう検討を進めてまいります。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。  
よろしいでしょうか。

---

## 5 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（スポーツ振興基金に関する案件）について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（スポーツ振興基金に関する案件）について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項5、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（スポーツ振興基金に関する案件）についてでございます。報告資料5をご覧ください。

まず初めに、専決処分とした理由についてであります。前回の第2回教育委員会定例会にて、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問についての中でご説明させていただきましたが、このスポーツ振興基金条例にもとづく援助等につきましては、年間3回開催しておりますスポーツ振興審議会の会議直前まで申請を受けつけておりますことから、専決処分による報告事項とさせていただくことのご承認をいただいたところであります。この件について、青梅市教育委員会事務委任規則第2条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した内容について、規則第3条の規定にもとづき報告するものでございます。

令和6年5月14日に開催されました令和6年度第1回青梅市スポーツ振興審議会において諮問し、答申書の写しに記載のとおり、援助事業候補一覧および表彰候補者一覧において「適」として記載の事業および候補者に対し、援助および表彰することを適当と認める、との答申をいただいております。

まず、援助に関する諮問に対してでございます。裏面をご覧ください。

大会出場報償事業において8件の申請のうち7件について適当であるとの答申をいただきました。なお、否決となりました1件につきましては、大会主催者が青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で規定している主催団体のいずれにも該当しないためでございます。

次に、2枚目をご覧ください。普及推進事業において、3件の申請のうち2件について適当であるとの答申をいただきました。なお、否決となりました1件につきましては、対象者が限定されており、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で規定している、広く市民を対象とした事業に該当しないためでございます。

次に、3枚目、大会運営事業において、1件の申請に対し適当であるとの答申をいただきました。

次に、裏面をご覧ください。その他事業についてでございます。1件の申請に対し適当であるとの答申をいただきました。

続きまして、表彰に関する諮問に対してでございます。4枚目をご覧ください。青梅市スポーツ賞においては個人2名から、市内小・中学校の児童・生徒が対象となる青梅市スポーツ奨励賞においては個人5名からの申請について、いずれも適当であるとの答申をいただきました。

以上の答申を受けまして、表彰につきましては10月14日に開催予定の青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式で表彰させていただきます。

大変雑駁ではございますが、報告は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 援助対象のところの宿泊料ですけれど、今、宿泊料がものすごく高騰しております。公共施設の宿泊所を使用する場合はそれなりの値段でしょうけど、行き先によってはビジネスホテルを利用したりすることもあると思うので、その辺は社会の変動と見合って毎年見直していたらいいと思います。以上です。

【スポーツ推進課長（中村）】 今回の申請分につきましては、3月31日までの規則の該当になるのですけれども、4月1日に規則を改正させていただきまして、今年度4月以降の申請につきましては、宿泊につきましては1泊7,500円と改正をしたところでございます。今回の申請は昨年度までの規定の中での対象となりますので、今後につきましてはこのように7,500円を上限として対象とさせていただくことになります。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

---

## 6 令和6年度水泳場の開場について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、令和6年度水泳場の開場について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項6、令和6年度水泳場の開場についてご説明を申し上げます。報告資料6をご覧ください。

本年度の東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールにつきましては、開場期間は3施設とも7月の第3土曜日となります7月20日から8月31日までの43日間を予定しております。

開場時間は、東原公園水泳場については午前10時から午後6時まで。他の2つのプールは午前10時から午後5時までとなります。

使用料につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

水泳場施設につきましては、老朽化が見られる施設もございますが、各施設ともオープンに向け指定管理者の管理のもと清掃、修繕等を行い、安全管理を徹底しながら適切に運営したいと考えております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 開場時間が午後6時までとありますが、小学生は家に帰る時間というのが5時ごろじゃなかったですか。その辺のところは何か規定があるのですか。例えば保護者が一緒だったらいいとか。

【スポーツ推進課長（中村）】 プールにつきましては、低学年は保護者の同伴というのが入場の条件となっているところです。

【委員（徳長）】 そうすると、6時までは小学生1人でも入っていただけるということですか、そうすると6時以降の帰宅ということになりますよね。

【スポーツ推進課長（中村）】 施設の開場時間につきましては、東原公園の場合、午後6時までとなっています。ちなみに、わかぐさ公園こどもプールにつきましては、小学生以下の子どもが対象ですので、午後5時までの開場時間というふうに設定させていただいております。

【委員（徳長）】 市で何時に家に帰りましょうと放送していながら、プールは6時までいいですよとなると、整合性がないのかなという気がするのですけれども。

【委員（稲葉）】 実際の利用者は、小学生より小さな子どもが大半ですね。

【委員（徳長）】 わかぐさ公園は、親子での利用がほとんどなのでしょうけれども、東原はかなり大人もいて子どももいて、子どもだけで来るという場合もあるので、午後6時までというのが妥当なのかどうか、気になります。

【委員（百合）】 5時から親がついている子はいてもいいと。子どもだけは5時で終わり。小学生だけだったら5時には帰るように促されて、親がついている場合は6時までいてもいいと、そういうルールがあるとうちの子がっていました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【委員（稲葉）】 今年の夏は、ものすごく暑いと聞きます。特にこどもプールなどは日陰がすごく少ないので、できましたらいつもの日陰よりも多めに日陰をつくっていただければいいなと思うのですが、その辺の予定はございますか。

【スポーツ推進課長（中村）】 いただいたご意見でも、最近の日陰要望も当然多く出ておりまして、指定管理者ともその点については相談をしているところで、指定管理者でも工夫しながら運営したいと考えているところでございます。

【委員（稲葉）】 よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

---

## 7 第56回東京都市町村総合スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項7、第56回東京都市町村総合スポーツ大会の実施について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項7、第56回東京都市町村総合スポーツ大会の実施についてご説明を申し上げます。報告資料7をご覧ください。

東京都市町村総合スポーツ大会は、多摩地区の30市町村が参加して実施されるスポーツ大会であり、第56回大会はこれまでの「体育大会」という名称を「スポーツ大会」と改め、14競技22種目で開催されます。

主催者は東京都市町村スポーツ協会連合会と東京都が中心となりますが、ほかに多摩地区の市町村を5ブロックに区分し、毎年度ブロックごとに持ち回りで各ブロックの市町村教育委員会が主催者となり、各市町村の体育スポーツ協会が主管となり、運営されております。昨年度は西多摩地区8市町村が主管ブロックとなり、青梅市が幹事市として開催いたしました。本年度は武蔵村山市が幹事市として開催されます。

大会日程は7月6日から8月3日までの約1カ月間となっており、各競技は記載のとおり実施される予定となっております。

3枚目をご覧ください。選手派遣につきましては、青梅市スポーツ協会に委託しており、青梅市の選手団につきましては選手、監督等合計で143名が参加いたします。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

---

## 8 第20回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項8、第20回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について、説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 報告資料8をご覧くださいと思います。第20回青梅市小・中学生の主張大会開催要項でございます。

1の趣旨につきましては、青梅市内の小・中学生が将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ貴重な機会とする、となっております。

(1)小・中学生一人一人の様々な考えや思いを同世代の小・中学生や保護者・市民が受け止め、理解を深める機会といたします。

(2)につきましては、小・中学生が日々学校で学んだ成果を発表する場として活用する、ということとなっております。

4の開催日時につきましては、令和6年12月7日、午後1時30分から4時までとしております。

場所は、S&Dたまぐーセンターでございます。

6の出場者の募集方法につきましては、募集要項によりまして一般公募および市内小・中学校を通じて募集をいたします。

7の応募資格でございますが、市内在住または在籍の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生となります。

8の出場者の決定につきましては、応募者の中から審査によりまして小学校5・6年生から6名、中学校1・2・3年生から10名を選出するものでございます。

9の発表方法、時間につきましては、小学生につきましては3分程度、中学校1・2・3年生につきましては5分程度としております。

10の審査および表彰につきましては、(1)青梅市長賞、(2)青梅市教育委員会賞、(3)審査委員特別賞となっております。

11の実施方法ですが、青梅市民・学校関係者・発表者の保護者等、観客を入れて実施をしております。

最後12としましては、主張大会の発表文集を作成しまして、配布する予定でございます。また、各小・中学校、中央図書館などの公共施設に配布し、学習活動への活用や市民が小・中学生の考えや思いを知る一助とすること、としております。

私からの報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 冊子で配布するとあるのですがけれども、各学校へのSNSでの発信。ビデオで発信して各学校が時間をとって見るということではできるようになっていますでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 あくまで新型コロナウイルスの感染拡大対策で、動画配信等をしておりましたが、昨年度からそれらの配信はしておりません。

【委員（稲葉）】 子どもたちの意見なので、できれば全校の子どもたちが見られるものがあればなとは思いますが。これは希望です。

それから、表彰のときの楯がとてもよくて、子どもたちも喜んでいたので、また今年もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

---

## 9 令和6年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項9、令和6年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱について、説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料9、青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱でございます。

1の目的としましては、青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統文化を継承している児童・生徒を表彰することについて必要な事項を定めることを目的としております。

伝統文化につきましては、2に記載されておりますとおり、青梅市内において市民によって伝承されている芸能をいいます。

3の表彰対象となりますのは、青梅市在住または在学の小学校児童および中学校生徒、としてお

ります。

4の表彰基準につきましては、記載のとおりでございます。

6の表彰時期は年1回ということになっております。

資料5ページ目になりますが、要項の4にありますように、表彰の期日につきましては令和6年12月におきまして各学校で表彰日を設定いたします。また、青梅市在住の児童・生徒の表彰があった場合につきましては、当該校と協議の上、表彰をまいります。

2ページ、審査員の構成につきましては、10に記載されているとおりでございます。

なお、最後のページであります、別紙様式の推薦書をもって各学校から推薦をいただく。としております。

私からの報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 青梅市の伝統文化の内容って、お囃子とか以外ではどんなものがありますか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 昨年度、被対象表彰者は33名でございまして、そのうちお囃子が24名、獅子舞が9名となっております。

【委員（徳長）】 それ以外は今まで何かありますか。お囃子と獅子舞は毎回聞くのですが、青梅の伝統文化で継承しているものってほかに何があるのだろうと、気になったものですから。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 過去には、太鼓もあったということです。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

---

## 10 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

### (2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

### (3) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項10、諸報告ですが、委員の皆様には事前にお目通しをいただいております。この際、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項の1、青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備についてご説明を申し上げます。

協議資料1をご覧くださいと存じます。

まず、1の改正の理由ですが、来月6月の市議会定例会に提出予定であります青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、関係する教育委員会規則等について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2の改正する教育委員会規則等は、記載の3つの規則等となっております。

3の改正の内容でございますが、施設の総称を、従来の「体育施設」から「スポーツ施設」に改めることによりまして、下に記載のとおり、各規則等の該当する箇所につきまして、様式を含めて改める内容となっております。各規則等の改正部分の詳細につきましては、後ろに添付の新旧対照表がそれぞれございますので、お目通しいただければと存じます。

最後に4の施行期日等でございますが、いずれも令和6年7月1日としておりまして、経過措置といたしまして、青梅市体育施設条例施行規則で定める現存する様式につきましては、しばらくの間、所要の規定を加えてそのまま使用できるというふうにするものでございます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

---

## 2 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項2、青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部を改正する規程についてご説明申し上げます。協議資料2をご覧くださいと存じます。

まず、1の改正の理由でございますが、地方公務員法の一部改正を踏まえ、表彰の対象者に、いわゆる役職定年の方を新たに加えるものでございます。

具体的には、退職もしくは市外へ転出等された校長先生を初めとする教職員の方々について、本規程にもとづきまして感謝状と記念品を贈呈しておるのですが、今般、役職定年により校長職を辞

退された先生にも、その時点で感謝状が贈呈できるようにするため、今回、本規程を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容ですが、表彰の対象である退職者について、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をする者、いわゆる役職定年者を追加するものでございます。規程の改正部分の詳細につきましては、新旧対照表がありますので、ご確認いただければと存じます。

3の施行期日等は、公布の日から施行しまして、令和6年3月31日付退職にかかる者から適用しようとするものでございます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。いわゆる定年延長によって生じる役職定年等にも対応できるように一部改正していきたいというような内容でございます。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。

現に対象の先生はいらっしゃいますね。

【教育総務課長（芥川）】 今回、お一人該当がございます。

【教育長（橋本）】 特によろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について、は承認されました。

---

### 3 青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱につきましてご説明申し上げます。協議資料3をご覧くださいと存じます。

青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱第4項の規定にもとづきまして、事務点検評価の有識者を2名委嘱してございまして、任期は2年間、毎年1名ずつ交代で委嘱をしているような状況でございます。

前年度まで有識者をお務めいただいております明星大学の高城氏が任期満了になったことから、新たに記載の浜中茂氏を委嘱しようとするものでございます。経歴等については資料に記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

参考といたしまして、もう1人の有識者は、資料下段に記載の堰水尾祐文氏でございます。今年度の事務点検評価は、この2人の有識者をお願いしまして実施をしていこうとするものでござい

す。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

委員の皆様もよくご存じだと思いますけれども、ご本人もよく内容を承知しておりますので、より詳細なご指導をいただけるのではないかと思います。期待をしているところでございます。

それでは、ご質疑等ないようですので、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会事務点検評価有識者の委嘱について、は承認されました。

---

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項の1および協議事項の2が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に「議案第7号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」、「議案第8号 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について」、および「議案第9号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」、を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第7号から議案第9号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

---

## 日程第5 議案審議

### 議案第7号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案審議に移ります。

議案第7号を議題といたします。青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第7号、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った3つの規則等のうち、規則の一部改正につきましの議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第7号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」、は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第8号 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第8号を議題といたします。青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第8号、青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議、ご承認を賜った規程の一部改正につきましの議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第8号 青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正について」、は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第9号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第9号を議題といたします。青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、議案第9号、青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜りました規則の一部改正につきましの議案でございます。

内容等につきましては、先ほど教育総務課長からご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第9号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」、は原案どおり可決されました。

---

#### 再日程第4 協議事項

##### 4 市内で発生したいじめ重大事態の報告について(教育指導担当)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項の4、市内で発生したいじめ重大事態の報告について、を議題といたします。

本件は、市内の小・中学校で発生した いじめの重大事態にかかる案件であり、個人に関する重大案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、ここで退出する職員につきまして再入室はいたしませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。

退出する職員から何かありますか。

【社会教育課長(平岡)】 机上にご配付させていただきました「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2024～」について報告をさせていただきます。

5月11日・12日の2日間、実施をさせていただきました。

開催場所は釜の淵公園とS&Dたまぐーセンターでございます。

参加者数につきましては記載のとおりで、2日間合計で3,307人です。括弧内の数字が昨年の数字となっております。今年は2日間とも天候に恵まれて、大変多くの来場者を迎えることができました。しかし、徳長委員がおっしゃられたとおり、天気は土曜日の方がよかったのですが、日曜日に参加される団体数の方が多いということもございまして、それは来年度以降の課題というふうに捉えてございます。

また、毎年多摩リハビリテーション学院の学生の皆さんにボランティアとしてご協力をいただいております。今年から新たに多摩高校の学生と、多摩高校に新任でいらっしゃる先生にもご協力をいただけることになりまして、会場準備から片づけ、駐車場の案内など、いろいろなことお手伝いいただき、大変助かったところでございます。

それから、巡回バスの関係で大変ご迷惑をおかけいたしました。私も釜の淵公園におりまして、担当者から、バスに乗車できなかった方がいらっしゃるという報告を受けました。徳長委員がそこにいらしたとは思いませんので、本当に申しわけございませんでした。報告後、直ちに乗降場所

の確定と簡易表示を行ったほか、翌日には新たな看板を目立つように設置させていただき、問題なく対応できたと考えてございます。いずれにしましても、ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

【委員（徳長）】 当日、確かに乗り口がなくて分からなかったです。表に出て都のバス停のところかなと思って少し待っていたのですが、臨時駐車場の係の人に聞いたら、ホテルの前からといわれて、ホテルに行ってホテルの人に聞いたら、知りませんといわれて。

しかし、駐車場の係の人は親切で、暑いからテントの下で休んでいてくださいといわれて、そこに6・7人いました。皆さんそこで一緒に休まれている、入口のところだったので少し離れていたのですね。バスが来たのですが、他の車が駐車していたこともあったのか、バックでホテルのロータリーに入ってそのまま行ってしまったと。乗り場という看板がなかったので運転手さんもわからなかったと、その後のやり取りでわかりました。駐車場係の人はとても親切にしてくれて、テントの下で休ませてもらったので、それはとても助かりました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。たしか釜の淵公園からのバスは、車がなくてもバックしてUターンして行くのですよね。だから運転手も気を遣うのは事実です。「バスが発車します」とか、誰かアナウンスがあればいいかなと思うのです。運転手も余裕がないのでしょうか、反省点としてお願いしたいと思います。

本件についてはよろしいでしょうか。

ほかにありますか。

【委員（稲葉）】 ご紹介です。東京都子ども政策連携室企画調整部プロジェクト推進課が冊子をつくっているのですが、「みらくる」のこどもの第三の居場所に、子どもの声を聞きたいということで、都から3人がお見えになりました。私たちスタッフは全然関わらず、その3人が、遊びに来てくれた子どもたちの声を吸い上げて、子どもの本音を取り上げています。第三の居場所だったり、こども食堂だったり、ユースセンターだったり、プレイパークだったり、学童だったり、いろいろなところを利用している子どもたちの声が吸い上がって、この冊子ができ上がりました。今の子どもたちが何を望んでいるかというのがよく書かれてあります。教育委員会にも、届いていますでしょうか。これから子どもたちに学校以外でどんなところが必要なのか、あるいは学校でどんなことが必要なのか、これを見ていただけるとわかりますので差し上げます。どこにお届けすればいいでしょうか。

【教育長（橋本）】 では、教育総務課長に。

【委員（稲葉）】 子どもの生の声を書いてあります。ご紹介まで。

【教育長（橋本）】 ご紹介ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 私からは、お手元にお配りさせていただいた「NEWS LETTER」の「文化複合施設を考える市民ワークショップ」についてご報告をさせていただきます。

このワークショップは、4月から9月までの間、現在6回の開催の中、2回が終了した状況です。4月6日には青梅市のまち自慢、文化自慢ということ、5月11日には新施設でやりたいこと、やってほしいこと、をテーマに開催しております。参加者は40名のうち高校生が8名ということで非常に若い構成、それからまた20代から30代といった若手の社会人といった方も参加していたいており、発表の風景を私の方も見させていただいているのですけれども、活発な発言があつて、よいワークショップでよかったといった感想もいただいております。

この配付させていただいた「NEWSLETTER」は、第1回のワークショップの様子をまとめた瓦版として発行しております。こちらはホームページにも掲載をしているものとなっています。このように毎回の内容を「NEWSLETTER」として作成して、次回のワークショップまでに公表するといった流れで順次進めていく予定です。発表などの詳細は、お配りしたものをご覧ください。できればと思います。

報告は以上となります。

【教育長（橋本）】 本件についてご質疑等ございましたらお願いいたします。

この「NEWSLETTER」の周知は具体的にどうやるのですか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 まずは参加者にメールで直接配布をさせていただいた後、同時にホームページ等で、今、公開させていただいているという状況です。

【教育長（橋本）】 いわゆる市民を含めて多くの方が目にできる機会があるということですね。ぜひよろしくお願いします。

その他、何かありますか。

---

それでは、ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

---

〔 退 席 〕

---

【非公開】

---

【公開】

【教育長（橋本）】 ここから会議を公開といたします。

---

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。ほかに何かありますか。

---

【教育長（橋本）】 ないようでしたら、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程についてでございます。

まず、5月24日、午後3時から、東京都市町村教育委員会連合会の定期総会、東京自治会館で開催されます。

続きまして、5月25日、市立小・中学校運動会。今井小学校、西中学校、吹上中学校でござい

ます。

続きまして、5月29日、午後6時30分から、小・中学校長の歓送迎会を市役所7階の食堂で開催いたします。

続きまして、6月1日・6月8日、それぞれ市内小・中学校の運動会が記載の学校で開催されます。

続きまして、6月14日、小学校音楽鑑賞教室、福生市民会館。

続いて、6月28日、いよいよ学校訪問が始まりまして、この日は河辺小学校、霞台中学校の予定でございます。

次のページにいきまして、7月3日、午後1時30分から、次回第4回教育委員会定例会をこちら教育委員会会議室で開催させていただきます。また、同じ日の午後4時から小学校長と教育委員との懇談会を、議会棟の大会議室で開催させていただきます。

次に、7月4日、中学校の音楽鑑賞教室、福生市民会館。

7月5日および12日につきましては学校訪問を記載の小・中学校で実施予定でございます。

今後の日程は以上でございます。

【教育長（橋本）】 大変日程が多くて申しわけございませんが、ご承知おきをいただきたいと思います。

なお、6月定例市議会は6月13日が初日となっておりますので、参考までにお伝えさせていただきます。

---

## 日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。大変お疲れさまでした。

---

午後3時45分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員